

飲料水の検査要領

1. 検体の採取と提出

(1) 採取容器は、諫早市薬剤師会事務所に11月16日(月)には準備しておりますので取りに来て下さい。

(原則として1校につき1検体)

- | | | |
|--------------------|------------|----|
| ①細菌検査用：250 ml | ハイポ入り滅菌ポリ瓶 | 1個 |
| ②化学検査用：300 ml | ガラス瓶 | 1個 |
| ③化学検査用：1000 ml | ポリ瓶 | 1個 |
| ④検査票 | | 1枚 |
| ⑤保冷剤(搬入時保冷して持参下さい) | | 1個 |

(2) 採取方法

- ①採取場所は、給食調理室、保健室など学校と協議して決める。
- ②採取場所の蛇口は、1分以上開放して溜まった水が入れ替わってから採水する。
- ③細菌検査用(250ml)：共洗いせずに、蛇口に触れないように1回でくみ取る。
- ④化学検査用(300ml・1000ml)：2回共洗いしてから採取する。

(3) 検体の提出(検査票を添付してください。)

- ①採取後の処置：当日持込厳守
(当日採取：細菌検査は採取後12時間以内に着手が必要)
- ②提出時間：11月24日(火)午前9時～午後5時
(予備日)：12月1日(火)午前9時～午後5時
- ③提出場所：諫早市薬剤師会事務所

2. 採取場所における現場検査

- ①遊離残留塩素
- ②pH
- ③気温、水温
- ④外観、臭気、味

3. 検査室で行う検査項目

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、色度、濁度、臭気、味

4. 疑義照会は、諫早市薬剤師会事務所までFAX(27-1131)でお願いします。